

一般質問



ゆるキャラグランプリで全国4位に輝いた与一くん

大田原ブランドの登録制度について

質問(小池利雄議員) 大田原ブランド登録制度の取り組み状況並びに今後の計画について伺います。

答弁(市長) 地域ブランドにつきましては、地域経済を持続的に活性化させるために、全国各地で取り組みが行われております。市といたしましても、大田原市の独自性、魅力を発信するため、大田原ブランドを構築し、地域のよさを生かしたブランド商品をどういう形できつくり上げるかが重要で

あると考えております。現在大田原ブランドの登録制度に類するものとして、市内で生産、加工、販売される優良物産品を推奨する優良観光土産品推奨制度があり、与一くんをシンボルマークとしたシールを貼り、イベントや観光施設等において販売しております。また、この与一くんが、全国で初めて行われました「ゆるキャラ大会」において三百五十を越える出場者の中で全国四位という輝

までの補助を考えております。

かしい成果を上げました。

大田原市のブランド素材は数多くありますが、大田原市の印象、統一した市のイメージを確立していくことを課題とし、豊かな資源を生かしながら、市としてのブランド構築をしていくことが大きな目標であります。観光協会が推奨する優良観光土産推奨品に加え、農畜産物や加工品、地酒、さらには農商工連携、医工連携により商品、製品開発を含めて、関係団体と協議をしながら認定制度を導入していく考えであります。これからも積極的に取り組みをしながら、なるべく早く優秀なブランドを輩出したいと思っております。

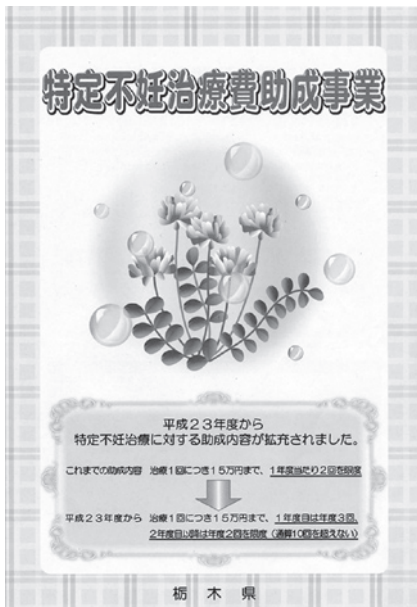
不妊治療費の助成について

質問(大豆生田春美議員) 不妊治療の保険が適用にならない一般不妊治療の人工授精治療について、助成すべきであると思いがどのように考えているのか伺います。

答弁(市長) 不妊治療は、大きく分けて一般不妊治療と生殖補助医療に区分されます。生殖補助医療とは、卵子、精子や受精卵を体外で取り扱う高度不妊治療をいい、こうした技術によらない治療を一般不妊治療といっています。

本市が実施している不妊治療費補助は、栃木県特定不妊治療費助成事業実施要綱に規定する特定不妊治療費助成金の交付決定を受けた一定の要件を満たす方に補助をしております。補助対象となる治療内容は、体外受精と顕微授精でありまして、生殖医療補助に分類されるものです。この治療一回につき十五万円まで、通算十回まで補助をし、市が県の補助に上乗せをする形で、一回の治療

につき県、市合わせて二十五万円までの補助を十回まで受けることができます。人工授精治療は、一般不妊治療に属するものでありますので、現在本市の補助対象とはなっておりません。しかし、人工授精治療につきましても、不妊治療に一定の効果が期待されるものであり、また保険適用外の治療でありますので、お子さんの誕生を望むご夫婦の経済的負担軽減を図るため、さらには少子化対策にもつながりますので、人工授精治療につきましても、平成二十四年度当初から補助対象とする予定でおります。補助額につきましては、一回当たり二万円まで、回数は五回



不妊治療費助成対象を拡大します